

規制の事後評価書

法令の名称：国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：衛生マスク及び消毒等用アルコールを不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した衛生マスク及び消毒等用アルコールの購入価格を超える価格での譲渡の禁止

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☒廃止

担当部局：医政局医薬産業振興・医療情報企画課

評価実施時期：令和8年2月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

○本件は、新型コロナウイルス感染症の影響により、衛生マスク及び消毒等用アルコールの需給が逼迫している中で、これらの製品の転売行為が国民生活の安定等に与える重大な影響に鑑み、国民生活安定緊急措置法施行令（昭和 49 年政令第 4 号）に基づきこれらの製品に係る転売規制の措置を講じていたところ、規制導入後、法第 26 条第 1 項に定める状況が一定程度改善されていることに鑑み、当該規制を国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 254 号）（令和 2 年 8 月 29 日 施行）により廃止したものである。

○なお、当該規制については、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号、以下「法」という。）第 26 条（※）を根拠としており、同条第 1 項に定める場合において、抑制的に規制を設けることが求められていた。

※国民生活安定緊急措置法 （抄）

（割当て又は配給等）

第二十六条

物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、別に法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、同項に規定する事態を克服するため必要な限度を超えるものであつてはならない

<今後の対応>

☒そのまま継続☐拡充して継続☐緩和して継続☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

- ☒ おおむね想定どおり
- ☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

- ☒ おおむね想定どおり
- ☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

< 効果（課題の解消・予防） >

		算出方法と数値
① 法第 26 条の趣旨に反する状態及び強力な私権の制約の解消	事前評価時	—
	事後評価時	—

注1) 事前評価時には効果の具体的な推計を行っていない。

■ 行政費用

		算出方法と数値
① 衛生マスク及び消毒等用アルコールの店頭における販売量やインターネット上での取引の実態等のモニタリングに係る行政費用	事前評価時	—
	事後評価時	モニタリングは実施していないため、行政費用は生じていない

注1) 事前評価時には行政費用に係る具体的な推計を行っていない。

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
—	事前評価時	規制廃止により顕在化する負担はない
	事後評価時	規制廃止により顕在化する負担はなかった

3 考察

- ・本規制は新型コロナウイルス感染症対応時において緊急措置として導入したが、規制導入後、法第 26 条第 1 項に定める状況が一定程度改善されていることに鑑み、当該規制を国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百五十四号）（令和2年8月29日 施行）により廃止したものである。
- ・本規制廃止により新たな行政費用及び顕在化する負担は生じていない。
- ・事前評価時の判断に影響を及ぼす差異は生じておらず、本規制廃止を継続することが妥当である。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：衛生マスク及び消毒等用アルコールを不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した衛生マスク及び消毒等用アルコールの購入価格を超える価格での譲渡の禁止

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）**廃止** ※いずれかに○印を付す。

担当部局：医政局経済課

評価実施時期：令和2年8月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

○ 本件は、新型コロナウイルス感染症の影響により、衛生マスク及び消毒等用アルコールの需給が逼迫している中で、これらの製品の転売行為が国民生活の安定等に与える重大な影響に鑑み、国民生活安定緊急措置法施行令（昭和49年政令第4号）に基づきこれらの製品に係る転売規制の措置を講じていたところ、当該規制を廃止するものである。

○ 当該規制については、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号、以下「法」という。）第26条（※）を根拠としており、同条第1項に定める場合において、抑制的に規制を設けることが求められている。

※ 国民生活安定緊急措置法（抄）

（割当て又は配給等）

第二十六条 物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、別に法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、同項に規定する事態を克服するため必要な限度を超えるものであつてはならない。

○ ②に記載するとおり、法第26条第1項に定める状況は一定程度改善されており、規制が維

持された場合は、同条の趣旨に反するほか、強力な私権の制約が継続することになる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題〕

- 規制の根拠である法第 26 条第 1 項に定める状況が一定程度改善されているところ、同条第 2 項においては、事態を克服するための必要最小限度の措置に限定して、抑制的に規制を設けることを求めている。

〔原因〕

(1) 物価の状況

- 法第 26 条第 1 項においては、規制の要件として「物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合」と規定しているが、「物価が高騰するおそれ」の解釈は、その時々を経済情勢等を勘案して判断することとしており、具体的な法の運用においては、法が定める緊急措置の対象となり得る多様な生活関連物資等について、その価格動向に着目して判断を行うこととなる。
- 衛生マスクについては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い需要が急速に増加し、海外からの仕入れ価格が高騰する中であっても、スーパー・薬局などの小売事業者において、積極的に仕入れ、消費者への販売に取り組んでいただくよう、関係省庁と関係団体等に要請を行った。加えて、国内での増産努力、布製マスクの一般家庭や介護施設への配布などが相まって需給が改善し、マスクの店頭価格は安定して推移するとともに、高騰がみられたインターネット上の販売価格も安定してきているところ。
- アルコール消毒製品についても、上昇傾向にあった店頭価格が最近は低下傾向にあり、かつ、インターネット上の販売価格も安定してきている。

(2) 供給等に係る状況

- 市場におけるマスクの供給量については、令和 2 年 7 月末には、一般小売における販売量が 1 月初旬の水準である週 1 億枚まで回復し、8 月には国内供給が 10 億枚を達成できる見込み。
- 消毒液は、令和 2 年 5 月から 7 月にかけて、昨年月平均の 6 倍の約 600 万 L の供給を継続し、市中への供給も徐々に増加。また、輸入についても、貿易統計によれば、「消毒剤」の輸入は 3 月以降急増し、5 月には昨年月平均の約 20 倍の約 3,000 万 L になっている。

(3) 国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営への影響

○ 上記を踏まえ、引き続き動向を注視していく必要はあるものの、「国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められる」状況は一定程度解消されていると考えられる。

〔規制の解除の内容〕

(1) 生活関連物資等の指定の解除

衛生マスク及び消毒等用アルコールについて、法第 26 条第 1 項の規定に基づく指定を解除する。

(2) 特定生活関連物資等の転売の禁止の解除

小売業を行う者から(1)の生活関連物資等（以下「特定生活関連物資等」という。）の購入をした者は、当該特定生活関連物資等の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該指定関連物資等の売買契約の締結を申込み又は誘引をして行うものであって、当該購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないこととする旨の規定を廃止し、転売の禁止を解除する。

(3) 罰則の廃止

特定生活関連物資等の転売についての罰則を廃止する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本規制廃止による新たな遵守費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

○ 規制廃止後も引き続き、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営の状況を把握するため、店頭における衛生マスク及び消毒等用アルコールの販売量やインターネット上での取引の実態等を注視していく必要があり、こうしたモニタリングに係る行政費用が発生する。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本規制廃止により、法第 26 条の趣旨に反する状態及び強力な私権の制約が解消される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（規制廃止のため該当せず）

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

○ 衛生マスク及び消毒等用アルコールの転売行為が規制されることにより、規制がなければ行われていたであろう転売による商取引が喪失し、転売を行う者の売上の減少といった機会費用が発生していた。規制廃止後においてはこうした遵守費用が削減されることになる。なお、上記のとおり衛生マスク及び消毒等用アルコールの価格は変動しており、規制廃止後の将来的な便益として、一概に定量的な遵守費用額を算出することは適当でないと考える。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

○ 本規制が禁止していた、小売業者等から購入した衛生マスク及び消毒等用アルコールを、取得価格を超える価格で転売する者が生じることが考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

○ 上記④のとおり、モニタリングに係る行政費用が生じる可能性があるものの、本規制は国民に等しくかかる強力な私権の制約であり、規制の廃止による遵守費用の削減効果は相対的に大きいものである。

○ したがって、本規制の廃止により得られる便益は本規制の維持に伴う費用を上回っており、本規制の廃止は妥当と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

緊急措置として導入した規制であり、部分的に緩和する理由がなく、代替案はない。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

○ 規制の廃止のための政令改正の前提となる、消費者委員会への諮問に当たっての参考として使用した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制の廃止から 5 年以内に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

衛生マスク及び消毒等用アルコールの高額転売件数